

令和4年7月5日

## 入札参加資格停止措置について

1. 資格停止措置業者名 : 医療法人 岐陽会 サンライズクリニック

2. 資格停止措置期間 : 令和4年7月5日 ~ 令和4年9月4日  
(2か月)

3. 事 実 概 要 :

令和4年6月21日に実施した「はつらつ健診」において、本来、「推定一日食塩摂取量検査」を実施するところ、尿検査を実施したスタッフの確認不足により、基本項目の検査だけでいいとの思い込みにより尿検診受検者36名分の尿検体を破棄してしまった事案が発生した。

また、再検査を実施する際に、約束の時間と異なる時間帯に訪問するなど、重ねて受検者の信頼を損ねる結果となった。

4. 資 格 停 止 措 置 :

当該業者の上記案件に係る行為は、「笠松町競争入札参加資格停止措置要領」(平成12年訓令乙第2号)別表第1第2号(過失による粗雑工事等)第4号(契約違反)に該当するため、2か月の資格停止を行うものである。

### 資格停止措置業者及び停止期間

資格停止業者 (笠松町登録)	本社所在地	資格停止の期間
医療法人 岐陽会 サンライズクリニック (資格者番号: 0202036)	岐阜県羽島郡岐南町 野中3丁目220	令和4年7月5日から 令和4年9月4日まで (2か月)